

総 括 調 査 票

| | | | | | | | |
|-------|-----------------|----|------|-------------|---|----------|----|
| 調査事業名 | (20) 保護施設事務費負担金 | | | 調査対象 予算額 | 令和元年度：29,721百万円 (参考 令和2年度：30,142百万円) | | |
| 府省名 | 厚生労働省 | 会計 | 一般会計 | 項 | 生活保護等対策費 | 調査主体 | 本省 |
| 組織 | 厚生労働本省 | | | 目 | 生活扶助費等負担金 | 取りまとめ財務局 | — |

①調査事業の概要

【事業の概要】

生活保護は居宅保護が原則であるが、これによっては保護の目的を達しがたい時には保護施設に入居させ、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託という形で受け入れ支援を行っている。

生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（平成29年12月25日）によると、「最後のセーフティネットとしての保護施設の性格上、入退所は措置権者である福祉事務所の判断で決定を行う仕組みとなっているものの、入所者の援助方針について、福祉事務所と保護施設との間で共有されていない場合があるなど、両者の連携に課題がある。」とされている。

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、これまで居宅生活訓練事業によって、施設における居宅生活に向けた生活訓練や訓練用住居により居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行い、居宅生活への移行を支援してきたが、令和2年度より安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設している。（居宅生活移行総合支援事業）

保護施設の概要

| 設置根拠 | 救護施設 | 更生施設 | 宿所提供施設 | | | | | | | |
|-------------|--|--|--------------------------|--------|----|----|------|----|----|----|
| | 生活保護法 第38条 第1項1号 | 生活保護法 第38条 第1項2号 | 生活保護法 第38条 第1項5号 | | | | | | | |
| 目的 | 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う | 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う | 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う | | | | | | | |
| 設置主体 | 都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社 | | | | | | | | | |
| 運営費 | 措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4 | | | | | | | | | |
| 整備費 | 法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 (都道府県立・市町村立は18年度から補助対象外) | | | | | | | | | |
| 都道府県による指導監督 | 社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可(法第41条) 運営に関する指導(法第43条)、監査(法第44条)、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消(法第45条) | | | | | | | | | |
| 施設数 | 設置者 | 総数 | 公立 | 私立 | 総数 | 公立 | 私立 | 総数 | 公立 | 私立 |
| | 28 | 186 | 37 | 149 | 21 | 15 | 6 | 10 | 7 | 3 |
| | 29 | 186 | 33 | 153 | 21 | 15 | 6 | 10 | 7 | 3 |
| 30 | 182 | 26 | 156 | 20 | 13 | 7 | 9 | 6 | 3 | |
| 定員 | 16,520人 | | | 1,418人 | | | 660人 | | | |
| 在所者数 | 16,536人 | | | 1,442人 | | | 309人 | | | |

(注) 1 施設数、定員、在所者数は、「社会福祉施設等調査報告」からの出典
2 施設数欄は毎年10月1日現在。定員、在所者数欄は、平成30年10月1日現在。

居宅生活移行総合支援事業の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援

【令和2年度予算】 600,000千円
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体（補助率：3/4）

要求要旨

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）
 - 居宅移行に向けた相談支援
転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援
 - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）
巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
3. その他、居宅移行支援のための環境整備
 - 不動産業者への働きかけ等
家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
 - 関係機関との連携・体制構築
居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

生活保護受給者等の居住の場と支援内容（概念図）



総 括 調 査 票

調査事案名 (20) 保護施設事務費負担金

②調査の視点

保護施設における居宅移行について

生活扶助は被保護者の居宅において行うことが原則とされ、これによることができないときなどの例外として、施設への入所ができることとされている。

保護施設における居宅移行の推進に向けて現状はどうなっているのか。

『保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業 報告書（厚生労働省令和元年度社会福祉推進事業）』（以下「報告書」という。）によると、「福祉事務所との連携上の課題として、近年では、生活保護施設の存在を知らないケースワーカーが圧倒的に多い」、「施設の支援方針や支援内容の報告に対し福祉事務所からの要望はほとんどなく、入所後は施設に任せるといった姿勢がうかがえる」といった意見が挙げられており、福祉事務所と保護施設の間で、十分な意思疎通が図られていないのではないかと。

【調査対象年度】
令和元年度
【調査対象先数】
救護施設：25先

③調査結果及びその分析

保護施設における居宅移行について

【表1】入所期間（令和元年10月時点）

| | 救護施設 | | 更生施設 | | 宿所提供施設 | |
|-----------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 1年未満 | 1,552 | 13.4% | 552 | 58.0% | 169 | 78.6% |
| 1年以上2年未満 | 1,331 | 11.5% | 218 | 22.9% | 1 | 0.5% |
| 2年以上3年未満 | 976 | 8.4% | 73 | 7.7% | 5 | 2.3% |
| 3年以上4年未満 | 837 | 7.2% | 52 | 5.5% | 10 | 4.7% |
| 4年以上5年未満 | 630 | 5.4% | 18 | 1.9% | 7 | 3.3% |
| 5年以上10年未満 | 2,221 | 19.2% | 34 | 3.6% | 10 | 4.7% |
| 10年以上 | 4,028 | 34.8% | 5 | 0.5% | 13 | 6.0% |
| 合計 | 11,575 | 100% | 952 | 100% | 215 | 100% |
| 平均 | 11年2か月 | | 1年4か月 | | 2年9か月 | |
| 最大 | 62年3か月 | | 13年11か月 | | 31年6か月 | |

（出典）報告書

保護施設では長期の入所者が多く見受けられる。【表1】入所者や地域の事情によりやむをえないと考えられる場合もある一方で、入所者1人当たり単価で事務費が保護施設に安定的に支払われる報酬体系（※）が、保護施設にとって、入所者を自立させるインセンティブが働きにくい構造になっている可能性があるのではないかと。なお、保護施設の収支差率は、社会福祉法人の平均よりも高くなっている。【表2】

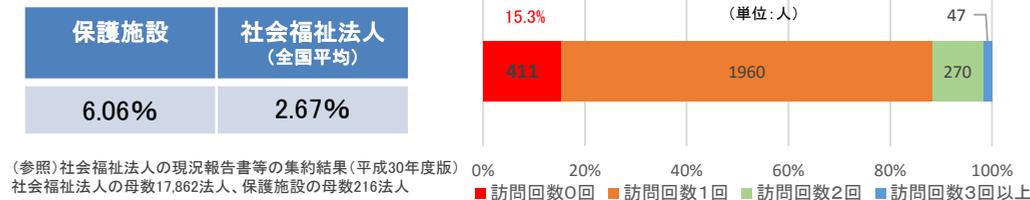
（※）例えば、大阪市（2級地）、定員30人以下施設の場合、救護施設の場合1人当たり月26.1万円。（令和2年4月1日現在）
（注）なお、地域移行に向けた訓練の報酬は設定されているが、地域移行の実現に対する報酬はない。

【表2】収支差率

（サービス活動増減差額÷サービス活動収益計）

| 保護施設 | 社会福祉法人 （全国平均） |
|-------|------------------|
| 6.06% | 2.67% |

【図1】令和元年度における福祉事務所による訪問調査の実施状況



「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日局長通知）において、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、自立を助長するための指導を行うことを目的として、救護施設入所者については、福祉事務所は1年に1回以上訪問することとされているが、今回調査した救護施設においては、訪問調査の実施状況（25先の合計）は【図1】のとおり、訪問がなかった入所者が全体の約15%との結果であった。

また、今回調査した施設からは、「入所時に付き添って来ただけで、以後、一切面会にこないケースもある」、「入所時にご本人の意向や今後のことについて、明確な話がないことが多い」といった意見が寄せられた。

④今後の改善点・検討の方向性

保護施設における居宅移行について

保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、

・「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。

・保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。

・訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。